

奈良市子ども・子育て会議 子ども条例部会委員名簿

(敬称略、カナ順)

	氏名	所属・役職名等	備考
1	岡田 和夫	奈良市PTA連合会 会長	職務代理
2	金野 秀一	奈良市自治連合会 副会長	
3	栗本 恭子	公募委員	
4	篠田 厚志	NPO法人ファザーリング・ジャパン関西 理事長	
5	須川 千恵子	公募委員	
6	浜田 進士	NPO法人子どもの権利条約総合研究所関西事務所 所長	部会長
7	福原 晋	奈良交通株式会社 総務人事部 課長	

平成29年11月28日 現在

奈良市子ども・子育て会議 子ども条例部会庁内名簿

	氏 名	所属 ・ 役職名等	備 考
1	シンドウ マサフ 眞銅 正宣	子ども未来部長	
2	カワノ ヒトミ 川尻 ひとみ	子ども未来部次長	
3	タマキ タク 玉置 卓	子ども政策課長	
4	オオマエ ツミ 大前 睦美	こども園推進課長	
5	カヤマ シズ 粟山 稔	保育所・幼稚園課長	
6	オザワ ミサ 小澤 美砂	子ども育成課長	
7	ノギ アケミ 野儀 あけみ	子育て相談課長	
8	コネダ ヒロム 米田 浩武	健康増進課長	
9	フクニシ マサツ 福西 正剛	教育政策課長	
10	ヒガシバタ トシアキ 東畑 年昭	学校教育課長	
11	サカモト シズヒコ 坂本 静泰	いじめ防止生徒指導課長	
12	コバヤシ マサル 小林 正典	地域教育課長	
13			

平成30年4月1日 現在

1 平成30年度「奈良市子ども会議」(案)について

(1) 趣旨

奈良市では、奈良市子どもにやさしいまちづくり条例第12条に基づき子どもが意見表明をし、参加する場として奈良市子ども会議を開催する。

奈良市が「どうすれば子どもにやさしいまちになっていくのか」について子どもたち自身が話し合い、出された意見をまとめ、市長に提出することを目的とする。

また、提出された意見に対しては奈良市としての回答を作成し、公表する。

(2) 開催日時及び場所

回	開催日	開催時間	場所
第1回	7月24日(火)	午前10時から正午まで	奈良市役所 北棟6階 第21会議室
第2回	7月26日(木)		
第3回	7月31日(火)		
第4回	8月 2日(木)		
第5回	8月 7日(火)		

※ 子どもたちが参加しやすい夏休み期間を中心に開催します。

(3) 参加者

10歳から17歳まで(平成30年4月1日現在)の子ども30名程度を募集する。

なお、応募者多数の場合は抽選とする。

【募集方法】

- ① 奈良市内の各学校(小・中・高等学校等)に参加者募集の案内チラシ・ポスターを配布。
より多くの地域から参加してもらうため、今までに子ども会議参加者のない学校への案内に重点を置く。
- ② 奈良市しみんだより、奈良市公式ホームページに募集記事掲載。
- ③ 平成29年度奈良市子ども会議参加者への案内。
- ④ 奈良市の子育ておうえんサイト「子育て@なら」への募集記事掲載。 等

【応募方法】

次の必要事項を記入し、平成30年7月13日(金)までに郵送、持参、FAX、メールで奈良市子ども未来部子ども政策課まで提出。

(必要事項)

- | | |
|-----------|----------------------|
| ・住所 | ・Eメールアドレス |
| ・氏名(ふりがな) | ・性別 |
| ・年齢 | ・学校名/学年(働いている場合は勤務先) |
| ・電話番号 | |
| ・FAX番号 | |

(参考)

平成29年度奈良市子ども会議参加者数	28名
平成28年度奈良市子ども会議参加者数	37名
平成27年度奈良市子ども会議参加者数	42名

(4) 進行及びサポート

子どもたちの意見を引き出し、話し合いが円滑に進むように、専門のファシリテーターを配置する。

平成30年度奈良市子ども会議ファシリテーター
特定非営利活動法人 子どもの権利条約総合研究所
関西事務所長 浜田 進士 氏

(5) サポーター

子どもたちの補助等を行うサポーターとして、奈良市内に在住又は在学している大学生等を5名程度募集する。

【募集方法】
① 平成29年度奈良市子ども会議に参加したサポーターへの案内。
② 市内の大学等を通じて周知。等
③ 過去の子ども会議参加者で平成30年度で18歳以上になっている人にサポーターの案内

【応募方法】	
次の必要事項を記入し、平成30年7月13日(金)までに郵送、持参、FAX、メールで奈良市子ども未来部子ども政策課まで提出。	
(必要事項)	
・住所	・FAX番号
・氏名(ふりがな)	・Eメールアドレス
・年齢	・性別
・電話番号	・学校名/学年

(参考)

平成29年度奈良市子ども会議サポーター参加者数 8名

(6) 話し合うテーマ・内容

今年度の奈良市子ども会議で子どもたちが話し合うテーマは、「子どもの遊び場」とし、議論の中で出される意見が今まで以上に多様な提案になるように取り組んでもらうことを目標とする。議論は、人数に応じて、数グループに分かれて行い、グループごとに意見をまとめ、意見書を作成する。

また、議論を進めるにあたって、テーマに関して行っている市の取組等、必要な情報提供を行う。その他各回の詳細については、子どもたちの議論の様子を見ながら、ファシリテーターと事務局でまとめていく。

(7) 意見の提出及びそれに対する回答

奈良市子ども会議でまとめた意見を市長に提出する機会を設ける。提出された意見に対しては、奈良市としての回答を作成し、公表する。

(8) 公開

奈良市子ども会議は、原則的に公開で実施するものとし、参加者には募集段階からその旨を示し、参加者とその保護者から公開に関する承諾書を提出してもらう。

(9) その他

- ・参加者にお菓子やジュース類を用意する。
- ・参加者の参加に係る経費（交通費等）は自己負担のため、参加1回につき、500円の図書カードを配布する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、奈良市子どもにやさしいまちづくり条例（平成26年奈良市条例第51号。以下「条例」という。）第12条に規定する奈良市子ども会議（以下「子ども会議」という。）の実施等に関し必要な事項を定めるものとする。

(意見等を求める事項)

第2条 子ども会議において意見等を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 子どもにやさしいまちづくりや子どもに関する施策に関すること。
- (2) その他必要と認める事項

(参加者)

第3条 市長は、条例第3条第2号に規定する子どもであつて、原則として11歳以上18歳未満であるもののうちから、子ども会議への参加を求めるものとする。

2 前項の場合において、市長は、原則として、同一の者に継続して子ども会議への参加を求めるものとする。

(運営)

第4条 子ども会議の運営に関する事項は、条例第12条第2項の規定に基づき子ども会議において決定する。

(支援)

第5条 条例第12条第2項後段の規定による市の支援は、次に掲げるものとする。

- (1) 子ども会議の開催及び運営等に必要な情報の提供及び経費の補助
- (2) 子ども会議への子どもの参加の促進
- (3) その他子ども会議の運営のために必要と認める事項

(市長への意見の提出)

第6条 市は、子ども会議が条例第12条第3項の規定に基づき、これに参加する子どもの意見をまとめ市長に提出する場合には、必要な支援を行うものとする。

(庶務)

第7条 子ども会議の庶務は、子ども政策課において処理する。

(施行の細目)

第8条 この要綱に定めるもののほか、子ども会議に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年6月1日から施行する。

(参考) 奈良市子ども会議実施に関する方針

第1 目的

この方針は、奈良市子ども会議（以下「会議」という。）が参加する子どもの自主的及び自発的な取組により運営されるとともに、その会議において出された意見をまとめ市長に提出することを目的に定めるものとする。

第2 定義

この方針において、使用する用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 子ども参加者 原則として11歳以上18歳未満であるものを対象に公募等により選考した者をいう。
- (2) ファシリテーター 会議が円滑に進むように会議全体の進行をするとともに、サポーター及び市への助言や調整を行う者をいう。
- (3) サポーター 子ども参加者に対して会議参加へのサポートをするとともに、ファシリテーター及び市との調整を行う者をいう。

第3 留意事項

会議を実施するにあたり、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 会議が、子ども参加者にとって安心して参加し、意見を出しやすい場となるよう、子ども参加者同士、ファシリテーター及びサポーターとの良好な関係の構築に努めること。
- (2) 子ども参加者が互いに認め合い、協力し合える関係の構築に努めること。
- (3) 子ども参加者一人ひとりが積極的に参加するよう働きかけ、特定の子ども参加者に過度な負担がかからないように努めること。
- (4) 子ども参加者への助言を行う際は、考えを押し付けるようなことにならないよう努めること。
- (5) 会議において知り得た子ども参加者の個人情報のみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用しないこと。なお、会議終了後も同様とする。

第4 市の役割

市は、会議運営に係る総合的な調整及び広報に関すること、その他会議に関する必要な役割を担う。

第5 提出された意見等の取扱い

市は、会議から市長に提出された意見等の要点を整理集約した上で、それに対する市の考え方とともに公表するものとする。ただし、単に賛否を述べるのみの意見については公表しないものとする。なお、この場合、子ども参加者の個人情報等には配慮するものとする。

第6 公開

会議は、原則的に公開で実施するものとし、子ども参加者の募集にあたってはその旨を示すものとする。

附 則

この方針は、平成27年6月4日から施行する。



今回は「子どもの遊び場」がテーマです！



奈良市



子ども会議

平成30年度 参加者募集！

奈良市子ども会議は、平成27年4月に施行された「奈良市子どもにやさしいまちづくり条例」に規定されているもので、子どもにやさしいまちづくりについて子どもたち自身に話し合ってもらうための集まりです。全5回の日程終了後に参加者のみなさんから奈良市長への意見報告会を開催する予定です。

- 開催日時 平成30年7月24日（火）、7月26日（木）、7月31日（火）
8月 2日（木）、8月 7日（火）
いずれも午前10時から正午まで。（できるだけすべての回に参加してください。）
- 開催場所 奈良市役所 北棟6階 第21会議室
- 対象者 奈良市内に在住又は在学している10歳から17歳までの人。募集人数は30人程度。
（年齢は平成30年4月1日現在。）
- 応募方法 裏面の応募用紙を記入し、郵送・持参・FAX・メールで奈良市子ども政策課まで提出してください。
- 提出期限 平成30年7月13日（金）まで

※ 応募者多数の場合のみ抽選を行います。（抽選になった場合は提出期限後に連絡します。）
※ メールで応募される場合は本文に裏面の応募用紙にある必要事項を記入し送付してください。

問合せ

奈良市役所 子ども未来部 子ども政策課
〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号
電話：0742-34-4792 FAX：0742-34-4798
電子メール：kodomoseisaku@city.nara.lg.jp



QRコード
これまでの取組についてはコチラ

☆ 昨年度の奈良市子ども会議集合写真 ☆



☆昨年度の奈良市子ども会議は「いじめ」をテーマにグループにわかれて話し合いました☆

[各グループで話し合われたテーマ]

- 実際に体験し、相談窓口を身近に感じよう！
- 相談窓口の工夫
- チャイルドラインやフリースクールの人に来てもらう時間を設ける
- 相談窓口の広報 Ver.1
- いじめについて知る・考える・話し合う機会をつくる

奈良市子ども会議 応募用紙

氏名（ふりがな）： _____ （ 男 ・ 女 ）

学校名： _____ 学年： _____ 年 年齢： _____ 歳

住 所： 〒 _____

電話番号： _____ - _____ FAX番号： _____ - _____

メールアドレス： _____

勤務先（働いている人はこちら）： _____

応募理由

※ 奈良市子ども会議で、撮影した写真や氏名等を市のホームページや印刷物、報道等で使用することがありますのでご承諾くださいますようお願い申し上げます。

（後日、参加者ご本人と保護者様には承諾書にご署名いただきます。）

ご応募ありがとうございます。



2018年 ほしゅう
奈良市子ども会議 参加者募集

かいさい
開催日

7/24(火)、26(木)、31(火)

8/2(木)、7(火)

しめきり
締切

7/13(金)

必着

かいさい
開催場所

奈良市役所

対象

10歳から17歳（奈良市内在学・在住）

奈良市子ども会議とは、

奈良市を「子どもにやさしいまち」にするため、子どもたち自身で「子どもにやさしいまちづくり」について話し合う場所。

今年は、「子どもの遊び場」をテーマに「子どもにやさしいまちづくり」について話し合います。



これまでの取組や
 おうほ
応募方法については
 市HPをチェック!!



奈良市

検索

奈良市子どもにやさしいまちづくり条例の検証について（第17条 子どもの居場所・遊び場づくり）

	子どもにやさしいまちづくり条例第17条の取組に対するご意見・ご提案
市	<p>「奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン」に記載されている「子どもの居場所や体験活動の充実」や「子育て中の親子の居場所づくりの推進」に関する15の事業を推進しています。また、その他にも「学校体育施設開放事業」（スポーツ振興課）や、来年度からの取組として「学習支援事業」（子育て相談課）の取組も進めています。</p>
保護者	<p>【居場所・遊び場づくりについて】 奈良市には児童館が少なく、児童館の存在自体知る人も少ない様です。また、最近公園では「ボール遊び禁止」の立て札を見かけます。子ども達の遊び場や行動範囲を狭めているのは、大人であると思います。「制限する代わり、他の場所を提供する」そういう事が必要だと思います。教育センター学習事業について、こうした取組は、人気もあり抽選になる事もあると聞きました。せっかくの学習機会を逃さない様、奈良市内の数カ所かで開催すればいいのではないかと思います。</p> <p>取組の情報が保護者に届きにくいという現状があり、情報の整理や、情報が届くまでの道筋などの再検討が必要と感じます。</p> <p>【奈良市の取組について】 放課後子ども教室について、校庭開放等をされていますが、やり方の工夫や実態を考えながら、もう少しいろんなかたちのものがあつた方がいいように思います。また、学校を解放してもらえらば、まずは図書室を開放し、子ども達の学習環境を整える事にも取り組んで欲しいと思います。</p> <p>子どもが学習するにあたって、学校や地域の図書館、公民館等、地域に根ざした施設を積極的に活用していただきたいと思います。また、公民館の講座は、中高生を対象とした講座がほとんどありません。この辺りも充実させて行く必要性を感じます。</p> <p>【その他】 不登校の現状について、大変深刻な状況だと思われます。奈良市として、もっと積極的な対策が必要だと思います。</p>
地域住民	<p>【居場所・遊び場について】【地域住民としてできること】 子どもの居場所づくりとしては学校が一番活用しやすいと思います。学校としてはなにかトラブルがあつたときの責任もあり、慎重になると思いますが、地域の自治会や社会福祉協議会等と連携して、できるだけ学校に責任がいかないようにしながら、地域からも子どもを支援することで学校と関わって、放課後子ども教室のようなかたちで応援できるような制度を作り、放課後に子どもが自由に遊べるような方法ができたらと思います。</p> <p>「地域子育て支援拠点事業」「子育てスポット事業」「子育てスポットすくすく広場事業」の会場として学校の活用を可能にすると地域で応援することは可能だと思います。</p> <p>また、「スポーツ少年団の育成」には運動場を解放しているが、「放課後子ども教室推進事業」や「昔遊び」等々で学習支援を行なっているので、高齢者が、ウィークデイに体育館、教室の使用を可能にすることによって事業の推進に協力できることがあると思います。</p> <p>【奈良市の取組について】 子育てスポット事業について、異年齢の子どもたちと交流できる場所は、子どもにとっても重要だと感じます。また、子育て中のお母さんが、学習と息抜きが同時にできるワークショップ等の開催は、今後もっと増やして欲しいと思います。</p> <p>子育てスポットを利用するにあたり、年齢差のある兄弟も一緒に利用できるよう、もう少し幅広い年齢でも利用できるスポット事業を展開していただきたいと思います。</p> <p>【その他】 災害時の事も考え、最低でも公共施設には公衆電話は必ず置くべきだと思います。</p> <p>何かをしようとするのであれば、財政的な裏づけを持って行うことが重要だと思います。また、縦割りの弊害により、重複施策がみられるので、各課の連携を工夫する必要があると思います。</p>
子どもが育ち・学ぶ施設の関係者	<p>【居場所・遊び場づくりについて】 イベントでは、ボランティアが高齢化しており、人手を確保するのが大変難しい。各施設や団体で協力求むのような掲示板的なSNSグループを作ったり、施設の枠を超えた交流会を企画してはどうか。</p> <p>イベントのボランティアに若い人たちに参加してもらおうことが重要だと感じていますが、行政の施設を利用する場合、規制がいろいろあり、若い人たちが事業に巻き込む妨げになっているのではないかと感じます。</p>
事業者	<p>【居場所・遊び場づくりについて】 居場所を提供するにあたって、安全で安心できる居場所という意味では、そこまでの移動が一番リスクが高いと思います。そういう意味で、移動を少なくするために学校を居場所として活用することができればいいと思います。</p> <p>また、学校での放課後のプログラム設定についても、近隣の地域住民の方々にも参加・協力してもらい、高齢者等と交流する機会を増やしてはどうか。体育館を利用すると雨天でも体を動かすプログラムを実施できるのではないかと。</p> <p>各事業間には事業内容に共通する部分が多いと感じられる。別々の案件ではあるものの各事業同士の連携をさらに強化し、市全体として総合的に取り組むことが重要だと思う。</p> <p>【事業者としてできること】 事業者として行える取組は、家庭での親子で過ごす時間を少しでも多く持つため、働きやすい勤務時間を提供するという労働条件面の整備や、子どもの突発的な病気などに臨機応変に対応できる体制づくりに取り組むことである。こうした取組により、家庭での滞在時間を増やすだけでなく、少しでも仕事によるストレスを減らすことで、親子とも充実した家庭生活を送ることができると考える。</p>

奈良市子どもにやさしいまちづくり条例の検証に関する報告書（案）
（第 17 条 子どもの居場所・遊び場づくり）

目 次

- 1 はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
 - 2 奈良市子ども・子育て会議 子ども条例部会について・・・・・・・・
 - 3 奈良市子どもにやさしいまちづくり条例第17条について・・・・・・・・
- 【 関連資料 】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

1 はじめに

子ども条例部会からのコメントを掲載

2 奈良市子ども・子育て会議 子ども条例部会について

奈良市において平成27年4月1日から施行されました「奈良市子どもにやさしいまちづくり条例」（以下「条例」という。）第19条第3項の規定に基づき、奈良市子ども・子育て会議においてこの条例の運用状況について検証を行う必要があります。

そして、この検証を集中的かつ効率的に行っていくために奈良市子ども・子育て会議の部会として子ども条例部会が設置されました。

[子ども条例部会の所掌事項]

(奈良市子ども・子育て会議子ども条例部会設置要領から抜粋)

- (1) 奈良市子どもにやさしいまちづくり条例（平成26年奈良市条例第51号。以下「子ども条例」という。）の規定に基づく事業等の実施状況の検証に関する事項
- (2) 子ども条例第12条に規定する子ども会議の運営に関する事項
- (3) 前2号のほか、子ども条例に基づく施策の推進に関し必要な事項

子ども条例部会においては、平成27年度から開催されている条例第12条に基づく「奈良市子ども会議」の運営やその検証についての審議を行うとともに、奈良市の子ども・子育て支援事業計画「奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン」に掲載されている116ある事業の進捗管理において、各事業担当部署に条例第11条に基づく事業の自己評価を求め、その結果に対する審議を行いました。

また、このプランに掲載された事業について、条例の視点を踏まえ不足している部分等がないか審議するため、条例第14条「困難を有する子どもとその家庭に対する支援」の検証に引き続き、条例第17条「子どもの居場所・遊び場づくり」の検証を行いました。

3 奈良市子どもにやさしいまちづくり条例第17条について

奈良市の取組として奈良市子ども・子育て支援事業計画「奈良市子どもにやさしいまちづくりプラン」に含まれる関連事業（15事業）やその他関連事業等についてまとめた資料が示されました。それらの資料をもとに、子ども条例部会では、この条例第17条の内容について、「市、保護者、地域住民、子どもが育ち・学ぶ施設の関係者及び事業者」のそれぞれの立場から主体的にできること、取り組んでいること等について、各委員が意見を出し合い、検証を行いました。

（子どもの居場所・遊び場づくり）

第17条 市、保護者、地域住民及び子どもが育ち・学ぶ施設の関係者は、子どもが安心して過ごすこと及び自然との触れ合いや遊び等様々な体験や子ども同士の交流をすることにより、豊かな自己を育むことができる居場所・遊び場づくりに努めるものとする。

1. 子どもの居場所・あそび場とは

【 子どもの居場所・あそび場の定義 】

2. なぜ居場所・遊び場が必要か

- (1) 保護者
- (2) 地域住民
- (3) 子どもが育ち・学ぶ施設の関係者
- (4) 事業者

3. 今、何が足りないか（課題）

- (1) 保護者
- (2) 地域住民
- (3) 子どもが育ち・学ぶ施設の関係者
- (4) 事業者

4. どのように取り組むか（方向性）

- (1) 保護者
- (2) 地域住民
- (3) 子どもが育ち・学ぶ施設の関係者
- (4) 事業者

5. 子どもの居場所・遊び場づくりにおける留意点

【 関連資料 】

検証に用いた資料等

子どもにやさしいまちづくり条例 17条の取り組みに関する意見と提案 ～検証報告書作成にあたって～

奈良市は、子どもの居場所（遊び場）をどのように捉えているか？
→奈良市がどのように取り組もうとしているのか、方向性が見えない

1、 居場所とは何か？子どもの居場所とは何か？

- (1) 居場所とは、安心できて、自分という存在が実感できる場所（生きてていいねんな） **存在感 自己肯定感情（セルフエスティーム）**
- (2) 居場所とは、単なる場所ではなく、「あなたはあなたのままでいい、生きてていいよ、がんばってるね」というおとなや仲間のまなざしのあるところ（**関り**）
- (3) 居場所とは、私の心と体が、生きてていいと承認されることで、いろんな他者・いろんな事柄・いろんなものへのびている、ひろがっていくところ（**つながり**）
- (4) 居場所を確保できた子どもは、他者や事柄や物の中で自分のポジションを獲得し、人生の方向性を生み出す。（**自分のポジション**）
（遊び、地域の人たちの交流、まつりなどを通して、奈良市民としてこのまちをよくしていこうという方向性にもつながるのでは）

2、 なぜ居場所が必要なのか？（奈良市の特徴は？）

- (1) 居場所がない、と感じる子どもの増加
これまであった居場所が奪われている
家庭・学校以外の第三の居場所の必要性
自傷行為の増加（全国的には、10代20代の自死の増加？）
- (2) SNSをつかって子どもたちは居場所を探している
子どもの居場所がわからない保護者の増加
居場所を確保してくれる他者と出会える機会の増加の一方で、所在不明・性被害が起きている
- (3) 他市より多い不登校数
3割も多い？
- (4) 放課後格差と分断
不安定雇用・貧困層の増加 女性の就労の増加
子ども養育・教育の家族依存傾向が高まり、放課後どの様に過ごすかが、家庭によって大きな違いが生まれている。
放課後児童デーなどの充実によって、つながり機会が減っている

3、 なぜ行政が居場所を確保する必要があるのか？

4、 いま、何が施策として足りないのか？（これまでの委員の声と共に）

（1）遊ぶことの大切さ、遊ぶ機会の保障

『Lifelong Kindergarten』（生涯幼稚園）。幼稚園の中で何度も繰り返される「クリエイティブ・ラーニング・スパイラル」。発想（Imagine）→創作（Create）→遊び（Play）→共有（Share）→振り返り（Reflect）→発想（Imagine）。幼稚園の子どもがこのスパイラルを繰り返す中で創造的思考力を育てているのに、学校に上がったとたんに、この流れから離れていってしまう。

（2）多様な学びの機会の保障

国の法律制定後の対応 不登校児が奈良市に多いことが面白いと思えるような機会
外国にルーツをもつ子ども。障害者、LGBT、ピアのチカラ

（3）居場所を福祉の視点からとらえる ケアとしての居場所

どの子ども、ひとりぼっちにしない施策

子ども食堂、学習支援、ナイトシェルター、トワイライトステイ

（4）中高校生世代の居場所

5、 どのように取り組むのか？

（1）子どもたちや市民と協働でとりくむ

（2）子どもや市民の自由な発想を取り入れる とりあえずやってみる

チャレンジできる機会の保障→今回の子ども会議

現場のママさんたちが発信できる機会

ボランティアや若い人に関わってもらう

SNSを通じて、相互の出会える機会をつくる

（3）規制緩和 既存の施設の有効活用

行政施設の規制が奈良市はつよい

図書室・図書館の活用

（4）財政的裏付け

6、 居場所づくりやあそび場づくりにおける留意点

（1）安全・安心の確保

居場所・遊び場への移動にともなう「安心・安全」

（2）遊びの機会の保障のために、保護者の「家庭で過ごす時間の確保」「働きやすい勤務

時間」など労働条件の整備

（3）その他

以上